

○坂出市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

昭和60年4月1日条例第12号

改正

平成17年3月18日条例第16号

平成18年3月24日条例第18号

平成25年9月27日条例第24号

坂出市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

(総則)

第1条 坂出市長（以下「市長」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）および地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく下水道事業分担金を徴収するものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権または使用貸借もしくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権または使用貸借もしくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主または賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区の決定等)

第3条 市長は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めたとき、または変更したときは当該負担区の名称、区域および地積を公告しなければならない。

(負担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金の額は、別表に定める1平方メートル当たりの負担金額（以下「単位負担金」という。）に当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、または地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定等)

第5条 市長は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の賦課および徴収)

第6条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは遅滞なく、当該負担金の額およびその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りではない。

(負担金の徴収猶予)

第7条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、または地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に徴収を猶予する必要があると認められるとき。

(負担金の減免)

第8条 国または地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1) 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地に係る受益者

(2) 国または地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国または地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 事業のため土地、物件、労力または金銭を提供した受益者

(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認めら

れる土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方または双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定による受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第10条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者がいるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間に納付したときは、年7.25パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(規則への委任)

第11条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(排水区域外の特例)

第12条 排水区域外から公共下水道に接続を希望する者に関しては、負担金相当額を地方自治法第224条の規定に基づく下水道事業分担金として徴収するものとし、第3条から前条までの規定（第6条第4項を除く。）を準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合および年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

付 則（平成17年 3 月18日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は，平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成16年度までに施行された事業の部分についての負担金の徴収については，なお従前の例による。

付 則（平成18年 3 月24日条例第18号）

この条例は，平成18年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 9 月27日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は，平成26年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の坂出市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例付則第 2 項の規定は，延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し，同日前の期間に対応するものについては，なお従前の例による。

別表（第 4 条関係）

負担区名	負担金額（1 平方メートル当たり）
第 1 負担区	200円